

環境生活農林水産委員会説明資料  
平成29年7月4日  
環境生活部

平成29年6月定例会 環境生活農林水産委員会  
予算外議案審査関係資料

【原子力安全対策課】

議第157号議案 あっせんの申立てについて

(議案書40ページ)



# **あっせんの申立てについて**

## **1 概 要**

東京電力福島第一原子力発電所事故に係る県分の損害については、これまで平成23年度分から27年度分までの原発事故対応に要した事業費及び人件費について、東京電力ホールディングス株式会社（以下、「東京電力」という。）に対し、賠償請求を行ってきたところである。

このうち、平成23、24年度分の一部不払い額については、原子力損害賠償紛争解決センター（以下、「ADRセンター」という。）に対し和解仲介（あっせん）の申立てを行い、平成29年2月議会の議決を経て、4月5日に和解締結した。

今回、平成25、26年度分の一部不払いとなっている金額について、改めて東京電力に賠償方針を確認したところ、先の和解内容は、平成25年度分以降の賠償には適用しないとの回答があったことから、ADRセンターに対し、和解仲介（あっせん）の申立てを行うこととし、議会の議決を求めるもの。

## **2 和解仲介の申立て先**

原子力損害賠償紛争解決センター（東京都港区西新橋一丁目5番13号）

## **3 和解仲介の申立て内容**

### **(1) 申立ての概要**

平成25年4月1日から平成27年3月31日までに生じた、東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策に要した費用から、これまで損害賠償金として受領した額を除いた額（不払い額）を支払うよう、和解の仲介を求めるもの。

なお、申立てまでに東京電力と損害賠償金の一部支払いに合意した場合は、その合意額を除いた額（不払い額）で申立てを行うこととなるもの。

- |  |
|--|
| ① 申立て予定額 4億936万7,702円                  |
| ② 申立て予定額に対する遅延損害金（年5%）                 |
| ③ 既に受領した損害賠償金（H25・26年度分）に対する遅延損害金（年5%） |

## (2) 申立て予定額の内訳

(単位：円)

事業年度	区分	既請求額 a	既受領額 b	申立て予定額 a-b
平成25年度 (第5次請求)	事業費	476,830,612	383,995,752	92,834,860
	人件費	113,267,626	0	113,267,626
	小計	590,098,238	383,995,752	206,102,486
平成26年度 (第6次請求)	事業費	332,223,370	228,003,533	104,219,837
	人件費	99,045,379	0	99,045,379
	小計	431,268,749	228,003,533	203,265,216
計	事業費	809,053,982	611,999,285	197,054,697
	人件費	212,313,005	0	212,313,005
	小計	1,021,366,987	611,999,285	409,367,702

※上記に加えて、損害発生日から支払日まで、年5%の遅延損害金も別途含む。

#### 4 和解仲介を申し立てる理由

- 県が平成25、26年度に事故被害対策に要した事業費及び人件費については、東京電力に第5次、第6次請求として請求したところ、平成27年12月及び平成28年5月にその一部が支払われたが、一部の事業費（風評被害対策等）や人件費全額については支払われず、請求額に対する支払い額の割合は約6割と、県側の主張が認められた内容とはなっていない。
- 東京電力は、これまでと同様、法令・政府指示等に基づく実施や負担を余儀なくされた費用以外は賠償の対象外とし、先の和解内容は平成25年度分以降の損害賠償に適用しないと主張しており、遅延損害金も含め因果関係を有する事故被害対策経費の全額が賠償対象であるとする県の主張との差が、依然として大きいままである。
- このことから、ADRセンターに対し、東京電力が平成25、26年度の不払い額を支払うよう申立て、公平な第三者機関の和解仲介（あっせん）を受けるものである。